

## 大型ごみ等収集運搬業務①作業手順指示書

本作業手順指示書は、大型ごみ等の収集作業の手順を示したものであり、収集作業を行うに当たっては、本作業手順書に従って実施するものとする。

### 1 大型ごみの収集運搬について

#### (1) 標準の収集作業

稼働曜日	月・火・水・木・金曜日
稼働台数	2トンプレス車 4台 <sup>※1</sup> 軽四輪 3台
収集区域	北区, 上京区, 左京区, 中京区, 東山区, 右京区
作業件数	生活環境美化センターが指示する場所を収集する。 粗大 約230件/日, 分別 約95件/日 (平成29年度実績)
搬入場所	・粗大 (2トンプレス車) 東北部クリーンセンター 南部クリーンセンター ・分別 (軽四輪) 東北部クリーンセンター 南部クリーンセンター ・収集困難物 (軽四輪) 生活環境美化センター

※1 2トンプレス車のうち1台は不法投棄 (大型ごみ) の収集運搬にも使用する。

生活環境美化センターからの指示をもとに、北区、上京区、左京区、中京区、東山区、右京区の大型ごみ等を、午前8時30分から一斉に収集開始し、午後4時までに安全かつ合理的に収集する。具体的な収集区域は生活環境美化センターが収集連絡票により指示する。

なお、収集区域に関らず、生活環境美化センターの指示に従い、その他の区域を収集する場合がある。

ア 生活環境美化センターが収集連絡票より指示する収集区域の収集場所を巡回して収集し、収集したごみを本市の指定する搬入場所まで運搬し、搬出すること。

イ 生活環境美化センターが収集日当日の朝に配布する収集連絡票に記載された収集場所にあるごみをについて、当日中に全件の収集を行うこと。

ウ 収集時間が大幅に遅れる恐れがある場合や大幅に遅れた場合は、速やかに本市に報告すること。

エ 作業手順や収集区域等の詳細事項については、生活環境美化センターが指示する。また、委託開始後において収集区域の変更・追加をすることがある。なお、委託開始後において、収集区域を変更する場合は必ず生活環境美化センターと受託者の協議のうえ、変更するものとする。

オ 毎年8月17日は、供物収集を行うこととし、大型ごみ収集は行わない。

カ 毎月第2水曜日は2トン車1台を増車することにより、右京区京北地域の収集を行うこと。

キ 左京区広河原、久多地域についても、生活環境美化センターの指示に従い、増車により対応すること。

ク その他、大型ごみ収集に付随する作業等を行う場合は、生活環境美化センターの指示に従うこと。

## (2) 不法投棄ごみ（大型ごみ）の収集運搬業務

生活環境美化センターの指示のもとに、各まち美化事務所を巡回し、不法投棄ごみ（大型ごみ）を回収し、指定の搬入場所まで運搬する。

また、週間の作業は下表のとおりとし、収集区域における生活環境美化センターが指示する場所においても収集を行うものとする。

なお、各まち美化事務所での作業開始時間は午前9時とする。

（下表の北部等は各まち美化事務所を指す）

	月	火	水	木	金
巡回先 （事務所）	山科 南部 伏見	北部 東部 西部 西京	山科 南部 伏見	北部 東部 西部 西京	全事務所
搬入先	南部クリーンセンター 東北部クリーンセンター				

（施設の所在地）

北部まち美化事務所（北区上賀茂前田町17-3）

東部まち美化事務所（左京区高野西開町34-3）

山科まち美化事務所（山科区小野弓田町3）

南部まち美化事務所（南区西九条森本町50）

西部まち美化事務所（右京区西院西貝川町57-1）

西京まち美化事務所（西京区檜原秤谷町37）

伏見まち美化事務所（伏見区横大路千両松町447）

東北部クリーンセンター（左京区静市市原町1339）

南部クリーンセンター（伏見区横大路八反田29）

## (3) 作業上の指示事項

ア 搬入施設では、搬入する前後の2回、トラックスケールで計量を行うこと。

イ 搬入施設への搬入時及び計量時には、他の収集運搬車両等に注意し、誘導員がいる場合はその者の指示に従うこと。

ウ 搬入施設へ搬入する際、搬入物検査を実施する場合があるが、その際は、検査員の指示に従うこと。

エ 生活環境美化センターから指示を受けた収集場所において、大型ごみが排出されていたにもかかわらず、未収集であるという通報があった場合（収集後に排出され

た事実関係が確認できない場合も含む。)には、まち美化推進課又は生活環境美化センターの指示により直ちに大型ごみを収集すること。

オ 収集場所周囲の清掃を保つため、収集作業は丁寧に行うこと。作業中にごみ等が散乱した場合は、箒などで清潔にすること。

カ 収集時に排出物が申告と異なっている場合や手数料券が不足する場合など、収集ができない場合は生活環境美化センターに連絡したうえで、＜別紙1（申告内容と異なっている場合等）又は別紙2（手数料券が不足している場合）＞のシールに内容等を記載のうえ、該当排出物に貼付するとともに、収集連絡票に排出物の排出場所・数量等の詳細を収集連絡票に記載し報告すること。

キ 本市が指示する時間内に作業が終了しないと見込まれる場合には、直ちに生活環境美化センターに連絡すること。

ク 業務従事者は、作業中は常に統一した作業着・名札等を着用すること。

ケ 受託業務に用いるごみ収集車は、本市の業務以外の他の業務には使用しないこと。

コ 収集運搬作業中は、収集車両の後部及び側面に乗車しないこと。

サ 収集作業中に、運転手が車両から離れる場合は、サイドブレーキをかけた上で、事前に収集作業員が車止めを設置するなど車両が動かないよう措置を講じること。

#### (4) 作業報告

ア 作業当日の業務実施状況について所定の収集業務報告書＜別紙3＞に記載し、当日中に本市に送付すること。

イ 各報告書の確認の結果として記載事項の訂正を求められた場合には、遅滞なく訂正を行うこと。

ウ 各報告書は、受託業務完了の日の年度末から1年間保管しなければならない。

## 2 供物収集運搬について

供物収集業務は、お精霊送りのお供物を川に流さないという趣旨のもと、市内約600箇所の指定場所に設置した供物容器に市民が出したお供物を収集、運搬するものである。

### (1) 標準の収集作業

寺院や公道上などに設置する供物排出容器に排出されるお供物を、毎年8月17日に収集する。

ア 収集区域、搬入先及び作業手順は、事前に本市から指示する。

イ 稼働台数は2トン車<sup>\*2</sup>11台、軽四輪1台とする。

※2 供物収集における2トン車は、ごみ収集規格指示書の仕様に限らない。

### (2) 作業上の指示事項

ア 供物排出容器に、お供物以外のものが排出された際は、残置したうえで本市に速やかに連絡すること。

イ 供物排出容器の内側にビニール袋をつけているので、収集の際はお供物をビニール袋ごと収集すること。供物排出容器は収集せずに、折り畳んだうえで元の排出場所に残置すること。

月 日 ( )

## 注 意

- 1 この品物は、申告内容と異なっており、手数料券が不足しておりますので、収集できません。
- 2 この品物は、『家電リサイクル法』対象品目ですので、京都市では収集できません。
- 3 その他  
[ ]

※ **生活環境美化センターに、  
ご連絡ください。**

**生活環境美化センター ☎ 691-9376**

## ご 連 絡

月 日( )

手数料券が不足していますので収集できません。

生活環境美化センターにご相談ください。

京都市生活環境美化センター

☎ (075) 691-9376

(別紙3)

# 収集業務報告書

平成 年 月 日 ( )

会社名	車種・車番	担当者	増車	遠隔地	搬入回数	
	2P 軽車		台	台	東北部 C・C	回
					南部 C・C	回
					計	回

	作業開始時間	所要時間	クリーンセンター搬入		走行距離	持件数	処理件数	未収	取消	行政区	備考
	作業終了時間		北	南							
1	時 分	分	北	南	km	件	件	件	件	件	
	時 分		相	分							
2	時 分	分	北	南	km	件	件	件	件	件	
	時 分		相	分							
3	時 分	分	北	南	km	件	件	件	件	件	
	時 分		相	分							
4	時 分	分	北	南	km	件	件	件	件	件	
	時 分		相	分							
5	時 分	分	北	南	km	件	件	件	件	件	
	時 分		相	分							

受持伝票	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科(醍)	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	遠隔地	その他業務
粗大													
未収件数													
分別													
未収件数													

その他報告事項													

市民の皆様に不必要な誤解を与えないように心掛けましょう。

注意事項 ○ 現場で市民から問い掛けられても、出来るだけ美化センターに相談して頂くこと。